

和歌山県 資料提供

令和7年5月30日



全国初！ 府県をまたいだキッチンカーの相互乗入が可能に！ ～和歌山県⇄大阪府間での相互乗入が2025年6月1日からスタート～

関西広域連合において「ビジネスしやすい関西」に向け、令和4年（2022年）からキッチンカーにおける「広域的な基準等の統一」に取り組み、本年3月に「連合基準※1」が策定され、6月1日から運用が開始されます。

これを機に、和歌山県及び大阪府において、関係自治体※2間で協定を締結し、キッチンカーの府県をまたいだ相互乗入を全国で初めて実現します。

6月1日以降、和歌山県または大阪府内のいずれかの自治体で連合基準に基づき許可されたキッチンカーは、両府県全域での営業が認められます。

事業者の負担軽減と営業エリア拡大による地域経済の活性化に！

※1 関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針（関西広域連合が2025年3月1日に策定、6月1日施行）

※2 2府県10市（和歌山県、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、和歌山市）

1. 対象業種：キッチンカー（自動車による飲食店営業（食品衛生法））
2. 開始時期：2025年6月1日から
3. 手続き：相互乗入をするには下記のいずれかの手続きが必要です。
 - ・2025年6月1日以降にキッチンカーの営業許可を取得
 - ・既存事業者は許可を取得した保健所へ「適用基準の確認申請書」を提出◆詳細は別添のリーフレットをご参照ください。

環境生活部 生活局 生活衛生課 食品衛生班
担当：大久保、笠松
電話：073-441-2631
内線：2631